

道路使用許可 道路管理者の確認受付先(文京、台東、北、荒川及び足立区内都道)

○道路使用許可申請の詳細については、所轄警察署にお問い合わせください。

○文京区、台東区、北区、荒川区及び足立区内の国道・区道は道路管理者が異なりますので、ご注意ください。

○確認受付の際は、所轄警察署に申請する道路使用許可申請書(正・副2部)をお持ちください。

1 「道路占用許可」を必要としない場合

(一時停車など道路の一時的な使用)

都道上の申請箇所	窓口	所在地	連絡先	受付時間
文京区内	第六建設事務所 文京工区	文京区 春日1-2-10	03-3811-3435	9:00～12:00 13:00～17:00 土日祝日除く
台東区内	第六建設事務所 台東工区	台東区 北上野1-11-5	03-3841-0495	
北区内	第六建設事務所 北工区	北区 西が丘1-41-6	03-5993-0366	
荒川区内	第六建設事務所 荒川工区	荒川区 荒川5-31-2	03-3892-1374	
足立区内 (国道4号線より東)	第六建設事務所 足立東工区	足立区 東和1-26-3	03-3620-5831	
足立区内 (国道4号線より西)	第六建設事務所 足立西工区	足立区 西新井 3-3-5	03-3899-7341	

(ご注意)

○区境付近は担当工区が異なる場合があります。詳しくは別紙をご覧ください。

○上記都道のうち、当所工事課、東京都第一市街地整備事務所、東京都道路整備保全公社等で事業中の箇所があります。

窓口が異なりますので、当所管理課占用担当 (TEL : 03-5845-8076) まで別途お問い合わせください。

2 「道路占用許可」を必要とする場合

(工事用足場・朝顔、看板・日よけ設置など)

窓口	所在地	連絡先	受付時間
第六建設事務所 管理課 占用担当	足立区 梅田8-13-24	03-5845-8076	9:00～12:00 13:00～17:00 土日祝日除く

(東京都第六建設事務所 管理課占用担当)

